

議案第三十五号

杉並区高円寺体育館外六施設の指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者 杉並区長 山田 宏

杉並区高円寺体育館外六施設の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、
公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設の名称

- (一) 杉並区高円寺体育館
- (二) 杉並区妙正寺体育館
- (三) 杉並区大宮前体育館
- (四) 杉並区永福体育館
- (五) 杉並区荻窪体育館
- (六) 杉並区下高井戸運動場
- (七) 杉並区高井戸温水プール

二 指定管理者の名称及び所在地

財団法人杉並区スポーツ振興財団

杉並区阿佐谷南一丁目十四番二号

三 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

(提案理由)

杉並区高円寺体育館外六施設に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、提出するものである。